

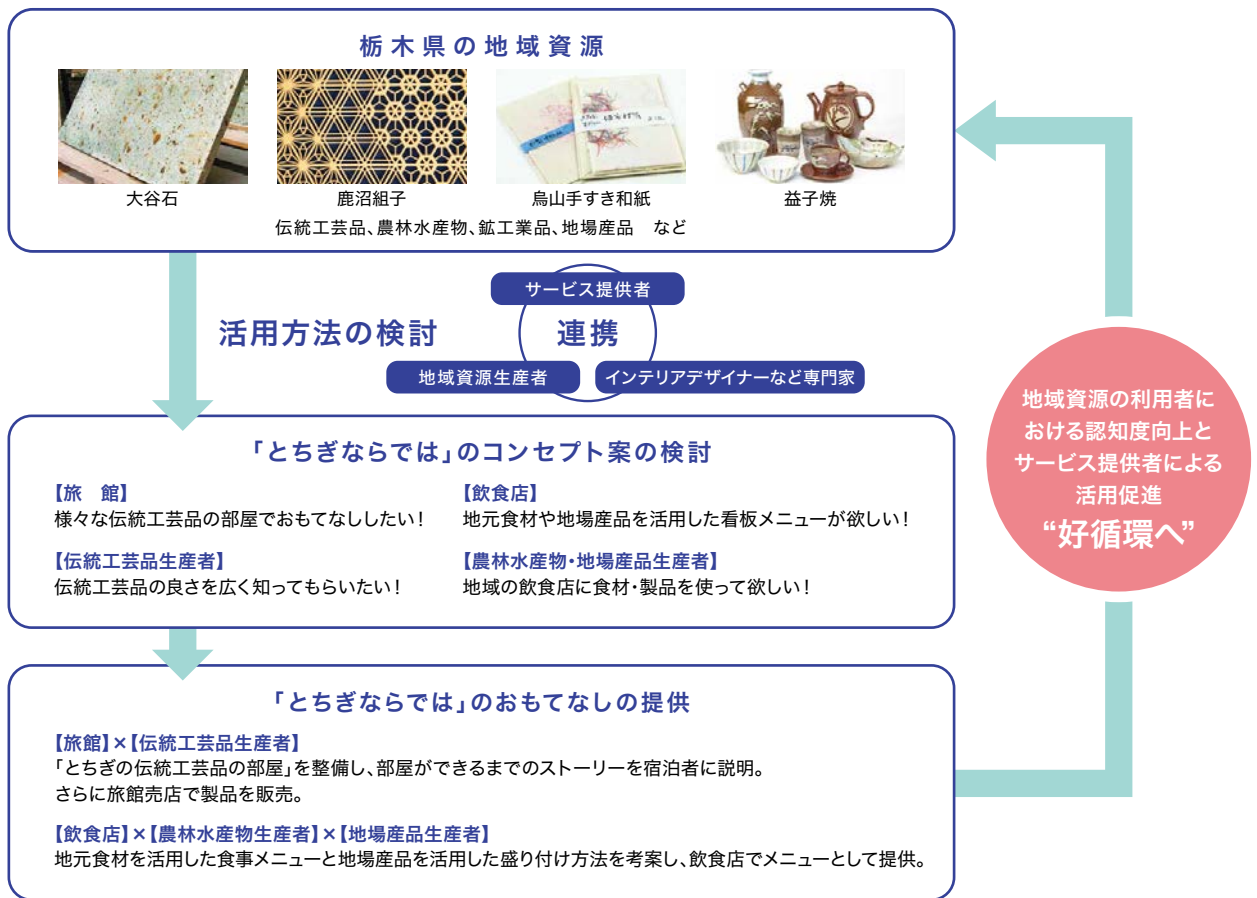
はじめに

栃木県では、県の地域資源の活用を促進するため、平成27(2015)年度から平成30(2018)年度まで、地域資源活用支援事業を実施しました。この事業を通じて、県の地域資源である伝統工芸品や地域産業資源、地場製品の多彩な魅力を十分に生かした新たな商品やサービスが生まれましたので、紹介します。

旅館やホテル、飲食店、販売店等のサービス提供者の皆様におかれましては、こうした事例を参考に、とちぎの優れた地域資源を御活用ください。

「とちぎならではの」のおもてなし創出事業(地域資源活用支援事業)

栃木県の伝統工芸品や地域産業資源、地場製品の生産者である「地域資源生産者」と、旅館やホテル、飲食店、販売店などの「サービス提供者」等が連携して、地域資源を活用した新たな商品やサービスの開発を支援し、地域資源の活用促進を図ることを目的としています。



伝統工芸品

主に日常生活で使われ、製造工程の主要部分が手工的であり、伝統的な技術や技法、原材料で製造される工芸品のうち、100年以上前に発祥(本県が発祥地でない場合は同市町、同産地組合等で50年以上継続)しているものを栃木県伝統工芸品に指定しています。

県ホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/shoukougyou/dentoukougei/craft.html>
伝統工芸品のお問い合わせ 栃木県産業労働観光部工業振興課 TEL.028-623-3198

地域産業資源

①地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物や鉱工業品、②地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術、③文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているものを地域産業資源に指定しています。

県ホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f01/work/shoukougyou/sesaku/h26chiikishigen.html>
地域産業資源のお問い合わせ 栃木県産業労働観光部産業政策課 TEL.028-623-3203

地場産品

歴史や風土、経営資源等により、地域に根ざした中小企業群であり、県内の単一又は複数の市町村からなる区域において一定以上の生産がある産業を地場産業と言い、地場産業において製造されるものを地場産品として支援しています。

地場産品のお問い合わせ 栃木県産業労働観光部工業振興課 TEL.028-623-3198